

附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分

【家屋評価に含まれる建築設備と認定できるための3要素】

- ①家屋の所有者が所有するもの ②家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている ③家屋の効用を高める
⇒特定の生産又は業務の用に供されるものは家屋の評価に含めない

【附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分の例示】

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備、受変電設備(配線等を含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯証明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外証明設備	屋内照明設備
電話設備	電話機、交換機等の配置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線を含む)	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配管を含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じるサービス設備(百貨店、旅館、飲食店、病院等)	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、水直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの